

令和2年7月5日  
7号

# おやまだ

小山田地区市民センター  
TEL:328-1001  
ホームページアドレス  
<http://www.oyamada.net/>



## 令和2年度四日市市文化功労者・市民文化奨励賞候補者募集

# 子育てひろばを再開します

コロナウイルス感染症拡大防止のため休止をしていました、子育てひろばを試行的に再開します。ご案内が遅くなりましたことお詫び申し上げます。

一緒に遊ぶお友達を探している方や育児の困りごとを相談してみたい方などを対象とした子育て支援事業を、民生児童委員やボランティアの方々に実施しています。

ご興味のある方は、ぜひ、一度お問い合わせや見学にお越しください。



☆多日 時 ◎「子育て広場」 第2火曜日 10時～11時30分  
◎「フリールーム」 月1、2回(木曜日)10時～11時30分



☆多場 所 小山田地区市民センター

☆多参加費 年間 500 円(見学は、無料でしていただけます。) 初回参加時にお支払いください

☆多お願い 参加にあたり、コロナウイルス感染症拡大防止のため以下のことに協力ください。

- \*検温のうえ、発熱などカゼ症状のある方の参加はご遠慮ください
- \*保護者の方は、マスクを着用してください
- \*手指消毒など、スタッフの衛生管理上の指示に従ってください

7月の予定

14日(火)10時～11時30分  
小山田地区市民センター2階会議室 フリールームを実施します

■申し込み・問い合わせ 小山田地区市民センター TEL328-1001

## ◇人権擁護委員のご紹介◇

人権擁護委員とは法務大臣の委嘱を受けたボランティアの方々に、皆さんのために日々、人権啓発活動や人権相談などに取り組んでいます。本市では18人の委員のみなさまにご活躍いただいています。

小山田・水沢地区人権擁護委員 井上 正徳(いのうえ まさのり) 様  
(任期は令和2年7月1日から3年間)

◆人権についてお困りやお悩みの際は、法務局の人権相談をご利用ください。  
みんなの人権110番:0570-003-110



■問い合わせ 人権・同和政策課 TEL354-8293

### 1. 候補対象者

(1)『文化功労者』

長年(概ね20年以上)にわたり①学術、芸術、その他文化の振興への寄与、②文化団体の育成強化、③文化遺産の保護、保存に貢献など、それらの功績が顕著である個人(60歳以上)または団体

(2)『市民文化奨励賞』

市民文化を振興するため、文化における活躍と文化振興への寄与(全国的な文化活動の実績がある、本市の文化や情報を全国に発信など)が将来においてさらに期待される個人または団体

※(1)(2)いずれも本市在住、在勤、出身、本市にゆかりがあるまたは、市内に活動拠点があること

### 2. 推薦方法

関係機関・団体の代表者が推薦することができます。募集要項に従って、所定の用紙に記入し、文化振興課(市役所5階)へ郵送もしくはご持参ください

募集要項は、文化振興課、文化会館、三浜文化会館、各地区市民センター、または市ホームページからダウンロードできます

### 3. 審査

(1)、(2)のいずれも、提出書類をもとに、選考委員会による審査があります

### 4. 募集期限

8月5日(水)

### 5. 問い合わせ

詳しくは、文化振興課(TEL354-8239)までお問い合わせください

## 在宅医療市民啓発活動事業を補助します



市民のみなさまが企画する「在宅医療」を広く知っていただくことを目的とした啓発活動(講演会・勉強会など)にかかる経費の一部を補助します。

### 1. 対象事業

9月1日(火)～令和3年3月31日(水)に実施する、市民を対象とした在宅医療に関する周知・啓発活動事業 (※同一申請者(団体)による申請は、1年度あたり2回まで)

### 2. 応募資格

市民または、四日市市を活動拠点とする市民活動団体など

### 3. 補助限度額

活動に直接必要な経費の2分の1(講師料については全額補助)以内  
ただし、補助金額には上限があります



### 4. 募集期限

8月7日(金)健康福祉課 必着

### 5. 応募方法

募集要項をよくお読みいただき、必要書類をお書きのうえ、郵送か直接、健康福祉課(市役所3階)へご提出ください

※募集要項等は、健康福祉課、各地区市民センターにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます

### 6. 補助決定

申請の内容を審査し、補助金交付が決定した場合は、決定通知をお送りいたします

### 7. 問い合わせ

健康福祉課 TEL354-8281

## 👍 住民票の写しや印鑑登録等のコンビニ交付サービスについて

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを使用して\*1 コンビニなどの店舗内に設置されているマルチコピー機(キオスク端末)を操作することにより、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が有料で取得できるサービスです。 \*1 住基カード・通知カードでは利用できません

### 👍 利用できる日時

毎日 6:30~23:00

注:店舗の営業時間が優先されます

12月29日~1月3日およびメンテナンス時はサービス停止となります

※一時停止日 **7月23日(木)~7月26日(日)終日**

広報よっかいち6月下旬号にて、7月15日(水)と掲載いたしましたが、上記日程に変更させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします

### 👍 利用できる場所

四日市市内はもちろん、全国のマルチコピー機を設置しているコンビニエンスストアやショッピングモールなどをご利用できます

### 👍 利用できる人(以下の項目を全て満たす人)

- (1)四日市市に住民登録がある
  - (2)本人である
  - (3)15歳以上
  - (4)利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを持っている
- 注:利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)の入力が必要です



### 👍 当サービスの対象となる証明書と料金

◎住民票の写し ◎印鑑登録証明書 ◎所得課税証明書 (いずれも 200 円/通)

◎戸籍証明書(戸籍謄本・抄本)(450 円/通) ◎戸籍の附票の写し(200 円/通)

※条件によって証明書が発行できない場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先または市ホームページでご確認ください

## ◆便利です。市民窓口サービスセンター

近鉄四日市駅高架下にある市民窓口サービスセンターでは、土・日・祝日も各種証明書(住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑登録証明書・所得課税証明書など)の発行を行っています。

ぜひご利用ください。

◇市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下) ☎359-6521

※転入、転居、国保加入届など平日 17:00 以降と土日、祝休日には一部取扱いできない業務があります

■問い合わせ 市民課 TEL354-8152



## オオキンケイギクは「特定外来生物」です！！

北米原産のオオキンケイギクは、繁殖力が強く、日本の生態系に重大な影響を及ぼす植物として、外来生物法により「特定外来生物」に指定されています。この植物を植えたり、拡げたりすることは法律で禁止されています。

○自宅でオオキンケイギクを見かけた際は、普通の雑草と同じように駆除・処分して頂くよう、ご協力をお願いします。

- ①花が咲く 5 月~7 月頃に、根から抜き取る。
- ②2 日~3 日、天日にさらすなど枯死させる。
- ③種子が飛散しないように、ビニール袋などに密封して燃やすごみに出す。

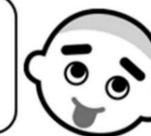
### 【特徴】

オオキンケイギクの花は、直径 5~7cm 程で、黄橙色の花びらの先端が不規則に分かれています。草丈は 50~70cm で、葉は細長い楕円形で両面に毛があります。



■問い合わせ 環境保全課 TEL354-8188

固定資産税・都市計画税  
(第2期)



納期限は**7月31日(金)**です